

○御前崎市防犯灯設置事業補助金交付要綱

平成16年4月1日告示第101号

改正

平成21年1月30日告示第7号

平成23年3月25日告示第63号

御前崎市防犯灯設置事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市は、防犯及び交通安全対策を推進するとともに、市内を明るくするために、防犯灯を新設又は更新する町内会に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、御前崎市補助金等交付規則（平成16年御前崎市規則第37号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところによる。

（定義）

第2条 この告示において「防犯灯」とは、市の区域内に設置するもので、次に掲げる要件に該当するものをいう。

（1）設置箇所は、交差点及び曲折箇所等すべて公道に面していること。

（2）光源は、発光ダイオードを使用したものであること。

（3）灯具は安全強固なもので、耐久性に富み、劣化及び腐食のおそれのない良質材料を使用したものであること。

（4）ポールは、コンクリート柱又は防蝕処理金属製とし、高さは概ね3.8メートル以上であること。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、防犯灯の設置に要する経費とし、限度額は1基につき3万円とする。

（補助金の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条の規定に基づく防犯灯設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）見取図

（2）見積書（設置業者が作成したもの）

（交付の決定）

第5条 市長は前条の申請書を受理し、内容を審査の上必要に応じて現地調査等により、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を防犯灯設置事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（完了届）

第6条 決定通知を受けた申請者は、補助金交付の対象となった防犯灯の設置が完了したときは、防犯灯設置事業完了届（様式第3号）を市長に提出し、市の係員の確認を得なければならない。

（交付の確定）

第7条 市長は、前条に規定する完了届の審査後適合すると認めたときに、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金等の交付の確定後速やかに、補助金交付確定通知書（様式第4号）を当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 確定通知を受けた申請者は、規則第13条の規定により、補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）提出書類の記載事項に偽りがあったとき。

（2）その他不正行為があったとき。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の御前崎町街路灯設置補助金交付要綱（平成4年御前崎町要綱第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年1月30日告示第7号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日告示第63号）

この告示は、公布の日から施行する。